

本号で公布された条例のあらまし

県の機関の請求によつて出頭した者に対する費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十号）（人事課）

一 趣旨

漁業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うための改正

二 内容

漁業法の一部改正に伴い、同法の引用部分について規定を整備

三 施行期日

令和二年十二月一日